

工場立地法が定める 緑地面積率等を緩和しました！

敷地の有効活用にお役立てください。

工場立地法とは、工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行われるよう、一定規模以上の工場（特定工場）※1を対象に、緑地面積率等について規制する法律です。

本市ではこのたび、**企業の方が設備投資しやすい環境整備の一環**として、「千歳市工場立地法準則条例」を制定し、緑地面積率等の基準を緩和しました。

緩和の内容（R2.4.1～）

区域	緑地面積率	環境施設面積率
準工業地域	国基準20%以上 ⇒ 10%以上	国基準25%以上 ⇒ 15%以上
工業地域及び 工業専用地域	国基準20%以上 ⇒ 5%以上	国基準25%以上 ⇒ 10%以上

* 例えば、工業専用地域の場合、これまで敷地内に緑地を含む25%以上の環境施設の設置が必要でしたが、それを10%以上に緩和しました。

※1 対象となる工場（特定工場）

業種：製造業、電気・ガス・熱供給業（水力、地熱及び太陽光発電所を除く。）

規模：敷地面積9,000㎡以上 または 建築面積3,000㎡以上の工場又は事業場

※2 住居・商業地域、用途の定めのない地域については、従来どおり緑地面積率20%以上、環境施設面積率25%以上です。

【問い合わせ先】

千歳市産業振興部産業支援室企業振興課企業振興係

TEL0123-42-0522 E-mail : kigyoshinko@city.chitose.lg.jp

